

女性相談支援等事業委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

	提出書類の名称	規格	提出部数
様式6	企画提案書（表紙）	A4縦	正本1部 副本9部
様式7	業務実施計画書	A4縦	
様式8	組織図・人員配置計画書	A4縦	10部とも左の順に並べ、一式書類として綴じてください。
様式9	配置予定者の資格・経歴等調書	A4縦	
自由	経費見積書	A4縦	

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 住所 高知市丸ノ内 1-2-20

高知県 子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 TEL 088-823-9651

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

この事業は、相談機関につながりづらい深刻な悩みを抱える女性に対し、安心して過ごす中で悩みを打ち明けられるような居場所の開設や、相談することへのハードルを下げるためのSNS相談を実施し、悩みを抱える女性が支援につながりやすい環境を醸成することを目的に行います。

委託することで特に次の3つの効果を期待します。

ア 女性支援のノウハウを活かした利用者へのきめ細やかな対応

イ アウトリーチからアフターケアまでを継続して支援することのできる体制の確保

ウ 民間の柔軟性を活かした効率的な職員配置

(2) 事業の内容

委託する事業の内容は次のとおりです。詳しくは、(別記1)仕様書及び(別記2)参考資料で確認してください。

- ア 全体統括
- イ 女性のための居場所の開設
- ウ SNS 相談の実施
- エ 事業完了報告書の作成

(3) 現状の課題

- ・ 県内において、困難な悩みを抱える女性が相談機関につながっていない(若年層においてその傾向が顕著)
- ・ 上記の内、誰にも打ち明けることができている方も一定数確認できている
- ・ 各種相談窓口の認知度が低い

(4) 特に提案を求めるポイント

- ア 女性支援の内容についての十分な理解
- イ 利用者の声を反映する仕組みと多様な対応を要する利用者への具体的な対応
- ウ それぞれの業務における効果的な取組の提案
- エ 他機関との連携
- オ スタッフの実務能力、現場の責任者の指導調整能力
- カ 効率的な運営 など

(5) 提案書の記述する内容

具体的な記載方法は、様式に付記していますので、その注意を守って記載してください。

経費見積書については、特に様式の指定はありませんが、委託事業の遂行に必要と認められる経費及び算定基準は、(別記3)経費見積区分の内訳のとおりであることとします。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、その場合はA4縦で6ページ以内としてください。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

(別記1)

女性相談支援等事業委託業務 仕様書

第1 事業の目的

本事業は、地域に潜在する不安を抱える女性と社会との絆・つながりを創出するためのきめ細かい支援を行うことを目的とする。相談機関につながりづらい深刻な悩みを抱える女性に対し、安心して過ごす中で悩みを打ち明けられるような居場所の開設や、相談することへのハードルを下げるための SNS 相談を実施し、悩みを抱える女性が支援につながりやすい環境を醸成する。

第2 業務内容

※この業務の中で最低限実施していただきたい内容を記載していますが、悩みを抱える女性への支援にあたり効果的な取組や手法について、追加で提案してください。

1 全体統括

- ・受託者は、本事業業務内容の2から4の業務すべてについて責任を負い、全体を統括する統括責任者を置くこと。
- ・統括責任者は、事業全体の作業とスケジュールを管理し、滞りなく事業が実施できるよう努めること。
- ・事業運営においては、高知県（以下「委託者」という。）、関係者等と密に連絡をとり、効果的に事業が実施できるよう努めること。
- ・本事業は、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用した事業であるため、内閣府の事業実施要領等に基づいて事業を実施することを理解し、協力すること。
- ・契約締結後に仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者が協議のうえ業務を進めること。

2 女性のための居場所の開設

県内において訪れやすいと考えられる場所にて、合計20回以上の居場所を開設する。開設にあたっては、必要に応じて県内の相談支援施設や市町村役場等と連携し、参加した女性を多方面から相談支援できるよう努めること。

また、抱える悩みの度合いによって、利用してみようと感じる居場所は異なることが想定されるため、段階に応じた以下2種類の居場所を開設することとする。

- ・気軽に立ち寄りやすく、日常で抱える悩みなどを気軽に打ち明けたりすることのできる相談機関らしさのない相談場所となる居場所
 - ・より人目を気にせず、落ち着いた空間でゆっくりと関係性を構築するための居場所
- (1) 開設日・ターゲットの設定
- ・年間を通じて、どこで・どの日に開設するかおおよその計画を立てること。
 - ・開設日が平日か休日か、どのような広報媒体を活用するかによって、参加する女性

の層が異なってくることが考えられる。当事業は潜在する不安を抱えた女性をターゲットにした事業であることから、SNS の活用や顕在層からのアプローチなど、それらを支援につなげるための手法を検討した上で開設日等を設定すること。

(2) 開設場所の検討・手配

- ・居場所の開設にあたっては、継続的に利用いただくことが望ましいため、できる限り場所を変えず、さらには人通りの多い繁華街周辺での開設を想定している。
- ・適切な会場を検討し、借り上げ手配や支払い手続きを含む調整等を委託者と協力して行うこと。

(3) 広報

- ・居場所の開設が決まり次第、SNS 等による広報を行うこと。
- ・広報は、幅広く居場所の情報が届くように工夫すること。
- ・国の交付金を活用した事業であることからそのルールに則り、利用者は女性限定とすること。

(4) 当日の運営・相談対応

- ・開設ごとに利用者 10 名程度を想定するが、それ以上の受入れも可能な体制をとっておくこと。
- ・居場所への荷物の搬入や備品等の設置をはじめとする準備作業から、居場所の開設・運営、その後の片付け及び支払い業務等まで一連の作業を担うこと。
- ・居場所の内容等について企画し、参加した女性が必要な相談ができるような環境づくりやつながりづくりを行うこと。
- ・相談対応者を配置し、必要な参加者にはその場限りの相談対応ではなく、継続したサポートができるように工夫すること。
- ・当該事業経費の中で、相談支援の一環として、女性用衛生用品（生理用品/紙ナプキン）を提供することができることとする。また、居場所提供に伴う軽食として、参加者ひとりにつき 300 円程度の飲み物等を提供することができることとする。当該事業経費を活用したそれ以外の物品の提供は不可とする。

(5) 居場所利用後の継続支援

- ・居場所を通じたつながりを断ち切らないよう、利用者に SNS 相談アカウントの登録を促し、居場所利用後も気軽に悩みを打ち明けられる関係性を構築する。
- ・利用者には、委託者等が運営するコミュニティ等への参加を促し、開設日のみならず、継続した支援を実施する。

3 SNS 相談の実施

いつでも気軽に相談することができるよう、SNS を活用した相談を実施すること。

なお、最も利用率の高い LINE における相談対応は必須とすること。

〔実施日時〕原則、事業実施の間、毎日開設すること。

4 事業完了報告書の作成

2及び3の事業実施後、令和8年3月23日（月）までに別に定める事業完了報告書（様式）を提出すること。また、居場所については、仕様に定めたことが実施されていることが分かるよう、参考資料として写真も提出すること。

第3 成果物及び提出時期

成果物	規格	部数	提出時期
居場所の開催案内（チラシ等データ）	任意の電子データ	—	チラシ等制作の都度
事業完了報告書	A4版両面カラー印刷	1部	令和8年3月23日 （月）
	PDF電子データ	—	
居場所開設に係る写真	任意の電子データ	—	

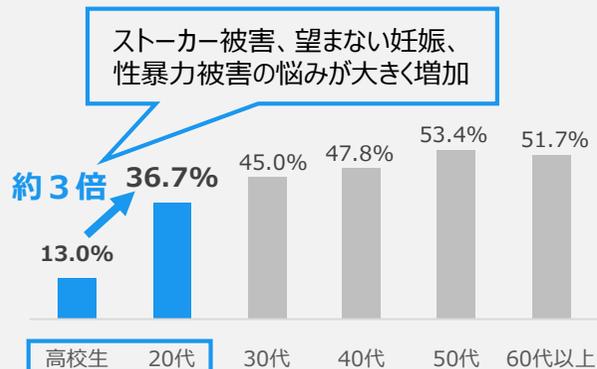
第4 その他留意事項

- 1 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 2 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。
- 3 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- 4 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- 5 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- 6 委託者が上記5で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- 7 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- 8 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。

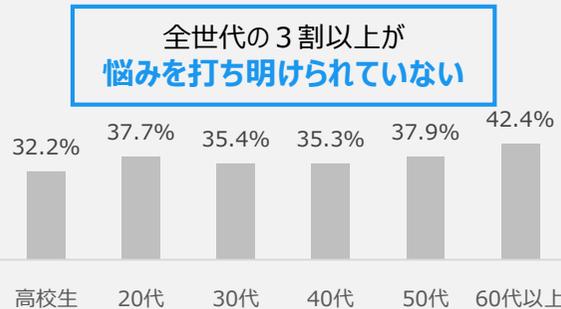
- 9 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の適用を受ける。
- 10 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- 11 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

<県内の課題>

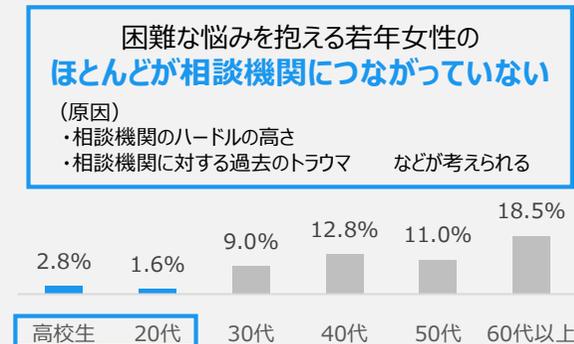
○ 困難な悩みを抱える県内在住女性の割合 (R5)



○ 困難な悩みを抱える県内在住女性のうち、「どこにも相談したことがない」、「相談できる相手がいない」と回答した方の割合 (R5)



○ 困難な悩みを抱える県内在住女性のうち、相談先として相談機関を選択した割合 (R5)



出典：令和5年度高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査（高知県）

<事業概要>

居場所 1 の開設

概要	気軽に立ち寄りことのできる悩みの相談場所の開設
内容	①立ち寄りやすい憩いの場 ②相談機関らしさのない相談場所 ③抱える悩みへの相談支援
開設頻度	月1～4回程度
開設場所	繁華街周辺
想定される困難度	低

居場所 2 の開設

概要	安心して過ごすことのできる地域の居場所の開設
内容	①最も安心できる場の提供 ②利用者とのつながりの形成 ③抱える悩みへの相談支援
開設頻度	月1～4回程度
開設場所	繁華街周辺
想定される困難度	中

SNS相談の実施

概要	相談することへのハードルを下げるためのSNS相談の開始
内容	①LINE及びメール相談の実施 ②適切な支援機関へのつなぎ ③居場所利用後のアフターケア
開設頻度	365日
開設時間	24時間 ※対応は8:30～17:00
想定される困難度	高

(別記3)

経費見積区分の内訳について

委託事業のうち、業務の遂行に必要と認められる経費の内訳は、具体的には以下のとおりとします。また、提案により業務を追加する場合は、以下の内容に準じて経費を見積もってください。

- 1 報酬、給料及び職員手当
- 2 報償費
謝金
- 3 旅費
- 4 需用費
消耗品費、車両燃料費、食糧費（居場所提供に伴う軽食）、印刷製本費等
- 5 役務費
通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
- 6 使用料及び賃借料
会場、貸客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
- 7 備品購入費
施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（ただし、50万円未満のものに限る。）
- 8 共済費等
共済組合負担金、社会保険料、損害保険料